ぐんま賃上げ促進支援金

令和7年10月16日から利用しやすいよう一部制度を変更しました

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合

40人分、最大200万円の支援金を支給します。

※改定後の最低賃金額の適用時期である 令和8(2026)年3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを 年内に実施した場合、本支援金を活用できます。

支給額

賃金を5%以上引き上げた場合 1人あたり5万円、最大40人分 申請上限が 40人に増加!

小規模な事業者 特例を新設! 「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます!

賃金を3%以上引き上げた場合 1人あたり3万円、最大20人分

複数回申請 できるように なりました!

申請回数

申請上限に達するまで何度でも申請できます!

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

対象期間

令和7年4月1日から <mark>令和7年12月31日まで</mark> に賃上げを 実施

> 賃上げ対象期間が 延長しました!

申請期限

令和8年 1月31日(土)まで

申請期間が 延長しました!

申請方法

特設サイトから申請

https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/



太田市・館林市・渋川市・玉村町・大泉町では、上乗せを実施しています。

※詳細は特設サイトを御確認ください。

※本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を 財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

早めの申請をおすすめします。 ただし、予算には限りがあります。

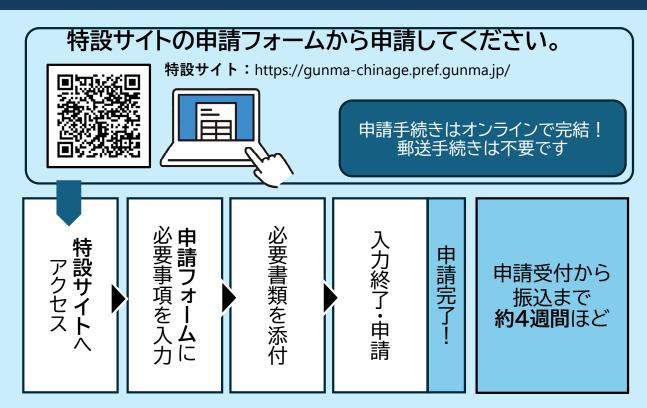
添付書類

- (1)支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。) 2
- (3) 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が 分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

- ④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど (登録が完了していなくても申請できます)
- ※ 審査において、その他必要な書類があれば提出を求めることがあります。

申請方法



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、 さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

050-6883-8771

【受付時間 9:00~17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム

https://tayori.com/f/gunma-chinageshien.



【市町の上乗せ支援について】

太田市役所 産業環境部 産業政策課

電話

0276-47-1846 玉村町役場 経済産業課

0270-65-7144

館林市役所 経済部 商工課工業振興係

0276-47-5148

大泉町役場 住民経済部 経済振興課 電話 0276-63-3111

渋川市役所 産業観光部 産業政策課 電話

0279-22-2596